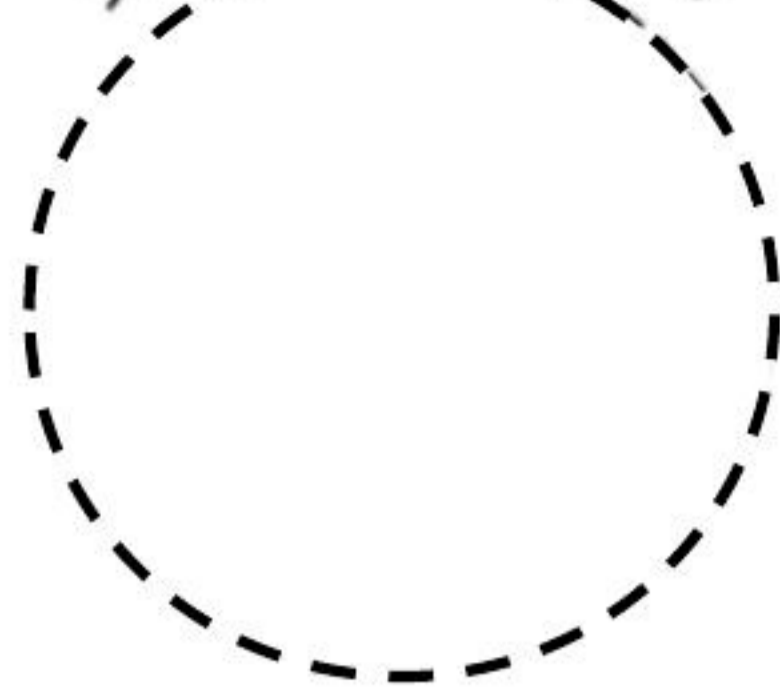


相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）



発行会社受付日付



F01	
-----	--

税務署長殿

租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡人	郵便番号	—
	住所又は居所	
	電話番号	— —
譲渡人	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	

被相続人	氏名		死亡年月日	年	月	日
	死亡時の住所又は居所					
納付すべき相続税額又はその見積額		(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。				
課税価格算入株式数						
上記のうち譲渡をしようとする株式数						
その他参考となるべき事項						

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

--

税務署長殿

上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

発行会社	郵便番号	F05	—
	所在地	F06	
	電話番号	F07	— —
	フリガナ	F03	
	名称	F04	
	法人番号	F02	

譲り受けた株式数	
1株当たりの譲受対価	
譲受年月日	年 月 日

(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うこととなります。この場合、届出書の提出は不要です。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日